

# 今月は児童手当・児童育成手当の支給月です

### 平成16年度 児童手当等所得限度額表

扶養人数	児童手当 (国民年金等に加入の方)	特例給付 (厚生年金等に加入の方)	児童育成手当
0人	3,010,000円	4,600,000円	3,604,000円
1人	3,390,000円	4,980,000円	3,984,000円
2人	3,770,000円	5,360,000円	4,364,000円
3人以上	1人につき380,000円加算		

※平成15年分合計所得(源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」)から一律控除額(8万円)および医療費控除などの各種控除額を差し引いた額が、所得限度額未満の場合に受給できます。

いる場合を除く)  
 ⑤父母が離婚した  
 ⑥父または母が1年以上拘禁されている  
 ⑦父または母が重度の障害を有する  
 ▼障害手当  
 20歳未満で心身に障害があり、

このたび、この除外規定に該当した方に対する特例支給を行うことになりましたので、対象となる方は申請してください。  
**対象** 平成10年7月以前に該当した方(9歳到達後最初の3月31日までの児童(18歳到達後最初の3月31日までの児童を含む))  
 ①「身体障害者手帳」1・2級程度  
 ②「愛の手帳」1・3程度  
 ③脳性まひまたは進行性筋いしゆく症  
 ※いずれの手当も所得制限があります。また、出生、転入などにより、変更または新たに手当の支給要件に該当する方は、申請が必要になります。  
**問合せ** 児童課 ☎042(346)9544

18歳までの児童(政令で定める障害の状態にある児童は20歳未満)を養育している母子家庭などに支給される児童扶養手当は、平成10年7月以前、婚姻により児童が父から認知されない児童が父から認知されることでの除外規定に該当し、支給対象となりませんでした。  
 ※支給額は当時の金額となります。  
**申請方法** 処分通知書(却下通知書)など、当時の状況がわかる資料が必要となります。詳しくは問い合わせてください。  
**問合せ** 児童課 ☎042(346)9544

に児童が父に認知されたことで児童扶養手当を受給できなかった方(申請を行わなかった方も含む)  
 ※当該都内にお住まいの方が対象となります。  
**対象** 幼児、保護者ともに市内に住民登録、外国人登録があり、平成10年4月2日から平成13年4月1日まで生まれ、次のいずれかに該当する幼児  
 ▼公的負担、または補助のない幼児施設への通園  
 ▼在宅児(平成16年4月1日現在で4歳、5歳の幼児に限る)  
 ※幼稚園・保育園に通園している幼児は対象外です。  
**補助金額** 月額3千3百円  
**申請方法** 3月10日(木)までに印鑑と保護者の銀行口座番号のわかるものを持って参のうえ、児童課、東部・西部出張所、動く市役所の親子12組、2歳以上の親子12組、講師 木村はるみさん(教育研究所所長)  
**費用** 無料  
**申込み** 3月1日(火)まで(日曜・月曜日を除く)に電話で問合せ先へ  
**「見て遊ぶ、作って遊ぶ」パネルシアター、手遊び、工作など**  
 と き 3月5日(土) 午後2時～3時30分  
 と ころ 小平元気村おがわ東2階青少年センタープレイルーム  
**申込み** 当日、会場へ  
**親子でストレッチ&ふれあいトーク**  
 と き 3月5日(土) 午前10時～正午  
 と ころ 小平元気村おがわ東2階青少年センタープレイルーム  
**定員** 0歳から2歳未満

いづれかへ  
**問合せ** 児童課 ☎042(346)9544  
**乳幼児健康診査**  
**日程** 下表のとおり  
 と ころ 健康センター1  
 ※車での来場はご遠慮ください。  
**費用** 無料  
**問合せ** 健康センター ☎042(346)3700  
**親子健康教室**  
**ぴよぴよサロン**  
 赤ちゃんとのスキンシップを通して楽しいひとときを過ごしませんか。  
 と き 3月14日(月) 午前10時～11時30分(受付は午前9時45分～10時)

健診名	対象	健診日	持ち物
3～4か月児健康診査	平成16年11月生	3月9日(木)	●母子健康手帳 ●健康保険証、印鑑 ●アンケート用紙
		3月23日(水)	
	平成16年12月生	4月13日(水)	
		4月27日(水)	
1歳6か月児健康診査	平成15年8月生	3月3日(木)	●母子健康手帳 ●健康保険証、印鑑 ●アンケート用紙 ●歯ブラシとコップ
		3月17日(木)	
	平成15年9月生	4月7日(木)	
		4月21日(木)	
3歳児健康診査	平成14年2月生	3月10日(木)	●母子健康手帳 ●健康保険証、印鑑 ●アンケート用紙(2種類) ●子どもの尿 ●歯ブラシとコップ
		3月24日(木)	
	平成14年3月生	4月14日(木)	
		4月28日(木)	

※対象のお子さんには、健診日の前月20日前後に通知します。

## 重度の障害のある方 特別障害者手当などが支給されます

現在、児童手当・児童育成手当(育成手当、障害手当)を受給している方に、2月10日付で指定の口座に手当を振り込みました。児童手当などは次の児童を扶養している方に支給されます。  
 ▼児童手当(特例給付・小学校第3学年修了前特例給付)  
 ①父または母が死亡した  
 ②父または母が生死不明である  
 ③父または母に1年以上遺棄されている  
 ④婚姻によらないで出生(認知した父に扶養されている)  
**特別障害者手当**  
**対象** 次のいずれかの障害のある20歳未満の方  
 ①身体障害者手帳1級および2級の全部もしくは愛の手帳1・2程度程度の重度障害がある  
 ②①と同等の疾病による障害がある  
**手当金額** 月額2万6千5百20円  
**障害児福祉手当**  
**対象** 次のいずれかの障害のある20歳未満の方  
 ①身体障害者手帳1級および2級の全部もしくは愛の手帳1・2程度程度の重度障害がある  
 ②①と同等の疾病による障害がある  
**手当金額** 月額1万4千4百30円

重度の障害のある方で、常時特別な介護を必要とする方には、次のような手当があります。  
**特別障害者手当**  
**対象** 次のいずれかの障害のある20歳未満の方  
 ①身体障害者手帳1級および2級の全部もしくは愛の手帳1・2程度程度の重度障害がある  
 ②①と同等の疾病による障害がある  
**手当金額** 月額1万4千4百30円

重度の肢体不自由者であつて両上肢および両下肢の機能が失われ、かつ座っていることが困難な程度  
 ②重度の知的障害と1・2級(内部障害については1級)程度の身体障害を重複している  
 ③重度の知的障害であつて、日常について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状がある  
**手当金額** 月額6万円  
 ※施設に入所している方、

18歳までの児童(政令で定める障害の状態にある児童は20歳未満)を養育している母子家庭などに支給される児童扶養手当は、平成10年7月以前、婚姻により児童が父から認知されない児童が父から認知されることでの除外規定に該当し、支給対象となりませんでした。  
 ※支給額は当時の金額となります。  
**申請方法** 処分通知書(却下通知書)など、当時の状況がわかる資料が必要となります。詳しくは問い合わせてください。  
**問合せ** 児童課 ☎042(346)9544

## 子ども家庭支援センター 開所1周年の集い

子育て講習会 親子で楽しむわらべ歌  
 と き 3月5日(土) 午前10時～正午  
 と ころ 小平元気村おがわ東2階青少年センタープレイルーム  
**定員** 0歳から2歳未満

に児童が父に認知されたことで児童扶養手当を受給できなかった方(申請を行わなかった方も含む)  
 ※当該都内にお住まいの方が対象となります。  
**対象** 幼児、保護者ともに市内に住民登録、外国人登録があり、平成10年4月2日から平成13年4月1日まで生まれ、次のいずれかに該当する幼児  
 ▼公的負担、または補助のない幼児施設への通園  
 ▼在宅児(平成16年4月1日現在で4歳、5歳の幼児に限る)  
 ※幼稚園・保育園に通園している幼児は対象外です。  
**補助金額** 月額3千3百円  
**申請方法** 3月10日(木)までに印鑑と保護者の銀行口座番号のわかるものを持って参のうえ、児童課、東部・西部出張所、動く市役所の親子12組、2歳以上の親子12組、講師 木村はるみさん(教育研究所所長)  
**費用** 無料  
**申込み** 3月1日(火)まで(日曜・月曜日を除く)に電話で問合せ先へ  
**「見て遊ぶ、作って遊ぶ」パネルシアター、手遊び、工作など**  
 と き 3月5日(土) 午後2時～3時30分  
 と ころ 小平元気村おがわ東2階青少年センタープレイルーム  
**申込み** 当日、会場へ  
**親子でストレッチ&ふれあいトーク**  
 と き 3月5日(土) 午前10時～正午  
 と ころ 小平元気村おがわ東2階市民活動準備室会議室  
**申込み** 当日、会場へ  
**親子で家庭支援センター** ☎042(348)2100

多摩 小平保健所  
**内容** 痴呆 認知症の予防と早期発見、お医者さんとの上手なつきあい方  
**講師** 本間昭さん(東京都老人総合研究所 研究員)、石橋幸滋さん(東久留米医師会 副会長)  
**定員** 百20人  
**申込み** 電話で問合せ先へ(先着順)  
**問合せ** 多摩小平保健所企画調整課 ☎042(346)3111

日 程	診療時間	医療機関名	所在地	電話番号
2月20日(日)	午前9時～午後5時	井上内科クリニック	仲町268-6	042(342)0056
	午後5時～10時	古坂医院	小川西町1-23-13	042(341)0555
2月27日(日)	午前9時～午後5時	仲谷クリニック	学園東町3-3-36	042(341)5270
		あかしあ脳神経外科	仲町425-12	042(345)7444
	午後5時～10時	花小金井北クリニック	花小金井2-2-13	0424(67)2477
		学園東・ひらぐりクリニック	学園東町3-6-34	042(349)0820

日 程	診療時間	医療機関名	所在地	電話番号
2月20日(日)	午前9時～午後5時	神津歯科医院	花小金井1-4-10	0424(67)1164
2月27日(日)	午前9時～午後5時	岡田歯科医院	小川町2-1862-11	042(345)0645

日 程	診療時間	と ころ	科 目	所 在 地	電 話 番 号
月曜～土曜日(祝日、年末年始を除く)	午後7時30分～10時30分	小平市医師会 平日準夜応急診療所	内・小	学園東町1-19-12 (健康センター内)	042(346)3706

東京都実施の救急診療の問合せ			
小平消防署 病院・診療所案内	042(341)0119	案 内	24時間
ひまわり情報センター夜間休日診療案内	03(5272)0303	相談員受付	24時間

※診療受付時間は午後10時15分までです。

※いづれも当番医は変更になる場合があります。  
 問合せは042(346)3706へ。小平市ホームページ、携帯電話・Lモード用ホームページでもご覧いただけます。